

1 議事日程（第3日）

（平成30年第6回久山町議会定例会）

平成30年12月6日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

7番	阿部哲	8番	只松秀喜
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	健康福祉課長	國寄和幸
会計管理者	松原哲二	上下水道課長	原之園修司
町民生活課長	森裕子	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	矢山良寛	教育課長	久芳義則
税務課長	佐々木信一	田園都市課長	川上克彦
総務課長補佐	亀井玲子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	山本恵理子
--------	-------	---------	-------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では一般質問は一問一答方式を採用しております。

では、順番に発言を許可します。

2番清永義弘議員、発言を許可します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は今回の一般質問に当たり、平成30年度に承認されました予算及び補正予算における各課事業の進捗状況及び予算の執行状況を確認したいと思います。また、各課へ要望事項の計画進捗状況について質問をさせていただきます。

まずはじめに、総合運動公園の工事の進捗状況についてであります。

公園管理事業の久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第3期工事についてであります。3月議会において承認された本案件事業は、8月末の入札会が実施され、9月議会の承認を受け、10月の終わり頃からようやく工事車両を見るようになりました。遠くから見ただけではなかなか現場の状況もわかりにくいし、立ち入りの調査も容易ではありません。また、9月議会で現地調査をした際に、7月の豪雨災害により補修工事が必要と聞いていますが、7月を工事開始の基準時期と考えるならば、工事期間が6カ月もあると考えるのか6カ月間しかないと思われるのか工事関係者しかわからないことではありますが、果たして来年の3月15日までの工事契約期間内で完了するのでしょうか。簡単な状態ではないと推測いたします。

そこで、総合運動公園スポーツゾーン内で発生した7月豪雨時の災害状況の報告をしてもらいたいと思います。また、災害における補修工事が必要であれば、今回行われました8月の入札会における落札金額については、災害補修工事費も含まれているのかお聞きしたいと思います。また、先ほど申したように工事着工が遅いと感じますが、工事期間内に完了するかなということから、三つの質問の確認と、現在工事を進められている工事の進捗状況を説明願いたいと思います。それに伴い、本事業に伴い予算の一部が執行されておればその支払い状況についてもお聞きしたいと思います。

以上の内容について田園都市課長の説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（阿部文俊君） 田園都市課長。

○田園都市課長（川上克彦君） お答えいたします。

本年7月の豪雨による久山町総合運動公園の被害状況は、現在整備を行っております進入路の路盤が約200メートルにわたりまして洗われている状態でございます。また、現在施工しております久山町総合運動公園スポーツゾーン第3期工事の工事費につきましては、今回の豪雨に関しての補修費は含まれておりません。また、工事の完了につきましては、今のところ天候不順等特別な状況が新たに発生しなければ、工期内に完了するように現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今申されましたようにですね、事業が皆さんがやっぱり1番關心な、議員として關心なところでございますので、工事の遅滞のないように今後とも進めていただきたいと思っております。それと、今補修工事が含まれていないということでございますので、これについては今後の補正の関係で出てくるとは思いますが、やっぱり年内に遅滞なく工事を行って、次に順調よく進んでいくというところの工事の流れをですね、進めていただきたいと思っております。一応田園都市課に関しては以上で質問を終わります。

次に草場区開発事業の工事の進捗状況であります。運動公園と同様に9月の議会で現地調査をした際に、表土の入れ替え作業を行わなければならないと聞いていたのですが、早速工事が始まり現在でもその作業が行われております。私の自宅が工事現場の目の前です。毎日に現場の工事状況を見ていますが、工事工程表もありませんので何とも言えません。現在の工事状況で期間内に完成するのか、地元住民としても不安に感じているところでございます。

そこで、同じように工事が契約期間内に完了するのか確認したいと思います。また、現在までの進捗状況について、説明を経営企画課長に求めます。経営企画課長よろしくお願ひします。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

はじめに、議員の皆様方におかれましては、草場地区再開発事業の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

ご質問の工事は今年度中に完了するのということですが、本年6月から来年

3月までの工期で1工区・2工区に分離発注し、工事は進捗しておりますが、まず集会所北側の第2工区11区画の分譲地造成工事でございますが、工程計画より早く順調に工事が進捗し、来年1月に造成工事完了予定となっております。

また集会所から南側の第1工区16区画の分譲地造成工事につきましては、申し訳ございませんが、今回工事請負変更契約、関連しまして補正予算をお願いしているところでございますが、土質の状況が不良土であったため、良質土約1万2,000m³で入れ替え工事を行ったことから、当初の工程計画より遅れが生じているのは事実でございます。現在も週一回の工程会議で進捗状況等の確認を行っておりますが、今後の工事の見通しといたしましては、工程的にきつい状況となったため、現場の班体制を見直し強化したことで重力式およびL型擁壁を本年12月末までに完了し、年が明けて水路および道路側溝、道路整備等を行い、来年3月の工期内で完了する見通しであるとの報告を受けております。

しかしながら、気象条件等により工期内に完了しない見込みがある場合は、速やかに議会のほうに報告させていただき、所要の手続きを踏ませていただきたいと思います。仮に工事が繰り越すようなことになれば、次年度の分譲地販売計画ならびに造成工事に影響が生じるおそれがあると思われまますので、あくまで工期内の完了を目指しております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今申されましたように、どうも工事工程が遅れるというような状況が発生するようなことになっておるようでございます。この草場地区に関してはですね、もう二十数年前に、名称で言う6組と11組がやっぱり町の行政の中で新しく住宅団地を作ってくださいました。そういう絡みの中でですね、大体住民の方が状況的にはわかっていることではございますけど、今久山町全体から見るとやっぱり町が行う事業でございますので相当関心がございますし、この工程が遅れますとまた建築状況もいろいろ変わってきて、購入の方の状況もやっぱりいろいろ変わってくると思いますので、何とか工事が遅れないように4月をめどに行けるという当初の話もありますので頑張ってくださいたいと思っております。

それとですね、この質問に対する計画の進捗状況についての質問でございますけども、3月議会において草場開発事業の一般質問をした際にですね、地域住民とのコミュニケーションについて新しく入居される住民の方々とのコミュニケーションをとるのは当然なことや、新住民の皆さんの地区の規約に反して行政区にも入らない、また小組合も作らないなどあればせっかくの住宅開発の意味がないということで、地域づくりの具体策について質問させていただきました。今回の住宅開発を進める中で、草場区の住民の方々が努力

し、協力し合って地域づくりをしなければならないのは当然であります。前回の課長の答弁では、コンサルタントと一緒に地域ルール作りをするという回答をもらっておりますので、今後町が事業主体となっていく住宅開発では、このルール作りが重要な課題となっていくと思います。このことも、議会や住民の方々がまずもってやっば関心を持たれていくところだろうと思いますので、この新しい地域づくりの具体策案ができたのか改めて経営企画課長のほうにお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部文俊君） 経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） お答えいたします。

今回の再開発事業によりまして新規に77区画の分譲地が新しく生まれるわけでございますが、草場地区の土地利用の要望等により区画数が若干減少する可能性としてはございますが、約230名程度の新規住民を迎えるような状況となっております。現在草場地区におきましては269人の人口ということで、ほぼ同数の方々が新規に転入されてこられるということでございます。ほぼ同数の転入が予想されますので、新旧住民とのコミュニケーションの醸成が、今後のコミュニティ形成が重要となってまいります。

現在草場地区において、新旧住民による地域コミュニティがある美しい町並みの実現を目指すことを念頭に、草場地区まちづくり協議会を組織していただき町と地域協議会で協議を進めている状況でございます。まずは新規住民を受け入れるための地域のルールである、町並み維持組規約および緑地等の管理協定を作成中でございますが、このルールに賛同する新規住民を受け入れていく方針でございます。コミュニティ形成は無理に距離を近づけようとしたとしても難しいものがある、デリケートな部分があるため、コミュニティ誘発のきっかけを作ることが非常に大切であろうというふうに考えております。

そのため本年度に第1期造成工事の完了をもちまして、来年6月頃から建物の建築に移っていくわけでございますが、最適な時期に地域住民・関連企業・購入希望者等幅広い方々が参加できる町開きイベント等を企画したいというふうに思っております。その際には地域といたしましてご協力をぜひともお願いしたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今課長のほうから申されましたように、この地域づくりが、まちづくりがですね、いいものができるようにですね、やっぱり私も同じ住民でございますので、草場の住民でございますので、一緒になってできて、これが新たなまちづくりの基礎になっていくというふうなことでお互いに努力し合ってください、いい地域づくりを作りたいと

思いますので、今から2工区、3工区と造っていくわけでございますけども、大変な作業になってくると思いますけども、どうぞ協力方お願いをしたいと思います。

以上で経営企画課については質問を終わりたいと思います。

次に、地方創生推進事業費のうち、空き家活性整備計画の進捗状況についてであります。まず、11月の20日の日に猪野地区の計画資料を確認しましたところ、全く着手されていない状況にありました。また、本会議の前の12月3日の日も再確認しましたところ、草刈りさえできてない状況にあります。一体この事業をどうされるのかですね、報告を受けたいと思います。また、この30年度内に完成するのか、万一工事が遅れたり未着手の場合にはこの承認された事業や予算がどうなっていくのか、教えていただきたいと思います。私もまだ、議員になりまして短いものでございますので、この工事の着手費用といいますかそういうものですね、決算内で増減で終わらせてしてしまうというふうなことが簡単にできる状況では僕はないと思っております。場合によっては、次の段階でもしこれが事業年度内に終わらないということで終わっていけば、次にこれが承認されるかどうかわかりませんからですね。今の現状を踏まえた上での事業の進捗状況について、魅力づくり推進課長のほうに説明を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（矢山良寛君） お答えいたします。

本事業につきましては、8月末に猪野地区に対する空き家を活用した地域づくりの研修会を実施いたしまして、その後、敷地の現状、内部調査等を現在終了している状況でございます。また、他の地区においてシェアオフィス等を運営いたしております事業者等へのヒアリング調査等も実施いたしております。

現在は、設計を終了いたしまして、今月末に改修工事者を決定する予定で来年年明けの1月から工事に着手していく予定にいたしております。今年度内に完了するのかわきましては3月末には改修を完了する予定にいたしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今課長申されましたところですね、1月から工事に入ることとございますけど、あの現場を見る限りですね、1月から3カ月はあるっていうのか、先ほどの運動公園と同じでございますけれども、3カ月間の中で完了できるんですかね。だからさっき申しましたように、できないときにですね、その予算の執行状況によっては、国のベースだとかいろんな状況があると思いますよね。そういうことをちょっと私その経理的な状況がよくわかりませんが、それで済むかどうかという問題とですね、今確認

しましたように本当に期間内で完了するかどうかを改めてお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（矢山良寛君） お答えいたします。

本事業につきましては、議員の皆様にも現地の住宅のほうを確認していただいたかと思いますが、その中で2階部分につきましては洋間になっておりまして、もうほぼ扱う必要がないと。1階部分につきましても建て替えではございませんので、中の改修工事となりますので1月からの工事着工に伴って3月末での工期満了までには工事が完了するというのは、十分工期的には間に合うということで計画いたしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） わかりました。これに関してはですね、私個人のお願いとして、工事完了したら現地調査をさせていただければ確認したいなと思っておりますので、機会があればよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農作物等に関する経済循環の可能性調査事業の進捗状況についてでございますけれども、まず1番にコンサルタントは決定し契約は締結したのか、2番、調査は始まっているのか、3番、対象者の範囲および調査結果は、4番、調査完了後の方向性は、について質問の予定でございましたけれども、昨日の一般質問がありましたので、1番から3番までについては、簡単に担当課長のほうから報告を受けたいと思います。また、3番の対象者の範囲および調査結果については、資料があれば後日で結構でございますので結果報告書を提出していただきたいと思います。そこで、4番の完了後の事業の方向性はというところでございますけれども、その結果があればそれを踏まえたところで、今後の農業経済や地方創生推進事業の方向性についてどのように考えてあるのか、これについては町長のほうからの答弁を、お考えをお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（矢山良寛君） それではお答えさせていただきます。

まずコンサルタントに関しましては、昨日の久芳議員のご質問のときにもお答えしましたとおり、リージョンワークス合同会社と委託契約を結んでおります。

調査につきましては、9月末から調査を開始いたしておりますほぼ調査は完了いたしております。

対象者の範囲および調査結果につきましては、現在その取りまとめを行っているところでございまして、対象者につきましては、農業産物で生計を立てておられる方、認定農業者および農家の方です。それから、消費先として飲食業・加工業を町内で行っておられる

事業者の方々へのヒアリングを実施いたしております。結果につきましては、今申しましたとおり現在取りまとめ中で分析を現在行ってる段階ですので、まだ報告ができる状態にはなっておりません。

3番までの質問に対しては以上ですがよろしいでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） それではですね、今課長申されましたように調査結果が出ましたら報告方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今質問いたしましたようにですね、報告結果が出ておりませんが、町長のほうに、先ほど申しましたように今後の農業経済や地方創生推進事業の方向性について説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の農作物等に関する経済循環の可能性調査事業というのは、単なる農業振興という形ではなくて、久山町のまちづくりの中のやはり産業振興にかかわって、地方創生に言う雇用の拡大とかですね、経済の活性化を模索していこうという、そういう目的で行っておる事業でございます。従って今回は農作物等の、農作物等と限定するわけじゃないんですけども、基本は農業者の中で生産から加工・販売までにかかわっておられる方を対象として、生産・加工・販売、こういうそれぞれの分野で出されてる、お一人の方で生産から販売までされてる農家の方もおられますけれども、基本はみんなですね、ネットワークでそういう経済の循環ができないか、その方向性の確認をやりたいなと。これが目的でございます。ですから、今そういうヒアリングをしながら調査をやってますので、そのまとめが出た段階でございますね、どういう可能性が本町の場合はあるのかということのをこれからの政策につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） よろしくお願ひしたいと思います。まずやっぱり久山町に関しては、緑を守るとか、農業を守るというのは第一前提にあつて、そこにはやはり農業の担い手問題とかいろんな形が出てきますので、この結果を踏まえて再度やっぱ議会と町長との協議をより一層深めてもらいたいと思っておりますので、今後の結果の中で改めて協議会を進められたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。これで魅力づくり推進課については終わらせたいと思ひます。

最後に、防災対策における災害マップの見直しや行動計画書の作成状況についておよび公共施設の改修や補修工事計画の進捗状況についてであります。

た防災マップの見直しや行動計画書の作成について、現在の状況を担当のほうから担当課長のほうからお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総務課長が忌引で休暇を取ってますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず防災対策につきましては、前回防災マップの見直しをするということから災害時の行動計画の作成についてということでお答えをしていたと思いますけれども、防災マップにつきましては、既に町民の方にもハザードマップを兼ねた久山町の防災マップというのは各戸に配布してるところでございますから、それから大きく変わることはないわけですが、今回いろいろ検討しておるのは町全体のとを町民の方が見られてもですね、なかなかこう目を通しただけという形に終わりがちなところがありますので、今回は地域ごとの拡大した防災マップをそれぞれに作って、それをもとに地域の防災組織を作っていたいでますので、いろんな防災訓練等に活用できるよう、そのような防災マップの見直しを行いたいと思ってます。現在まだ作成までには至っておりません。

それから災害時の行動計画あるいは役場内の防災組織につきましては、現在庁内に災害対策の組織を作ってますけれども、これまでの各職員それぞれに班分けをした行動計画になっておりました。各課から抽出しての班体制をとっている状況なんですけれども、これでは役場組織として実際業務との遂行するときに、なかなかこう指揮命令等がうまくいかないところがございますので、また動きにくいところがあるので、今回は基本各課をベースにおいた班体制に見直しを行ってます。

久山町は、県下では非常に一級河川とか二級河川持ってる場所については県下でそういう防水対策組織というのを作ってるんですけども、糟屋郡内では本町、須恵町がそこには入っておりません。河川が小さいということもあってまたハザードマップもですね、いわゆる浸水のおそれがあるということも非常に少ない状態でありますので、その辺は非常に恵まれているかなと思いますけれども、いずれにしても、さっき申し上げました防災マップを、いわゆるこれはもう避難行動計画にもつながりますので、集落ごとの見やすいものを作って、その暁にはそういう各地区の地域ごとに協議を進めてまいりたいと思ってます。

今の現状はそういうところでございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 作成がまだできてないということがございますので、なるべく早めに作成をしていただきたいと思います。これに関しても前回私のほうで担当者の方とちよっ

とお話をしたときに、どうもやっぱり実際の話として田園都市課と総務課の意識の違いが出てきたのがあったんですよ。ですから、そこも踏まえてもう一度町長が先頭に立っていただいて認識の共有をしていただきたい。というのは片方では災害の状況だけの確認。災害が終わったところは、そこで工事が終わったらもうそれで終わり。片方ではその歴史しか共有してない。いつあったかっていう話しかないから、それはやっぱり共有しておかないと、やはり大昔にどうなったとかいう状況がわからないしですね、やはり、そういうところがまた再度事故が起きる可能性があるということでもありますのでですね。そういうところをやっぱり総合的に検討していただいてですね、昔あったところは再度見直しをして、担当部署と総務課が一体となって災害マップというかそういうものを再度見直しをして、各地域に町長がおっしゃるような地区ごとの資料を作っていただいて全員で共有していく。その避難行動とかいうのは、私も前回お話ししたと思いますけども、自分で作っておきながら、なかなかその班とか担当者に全体の避難指示が出たときに自分そのものがやっぱり、担当部署を決めとったところが実際何も報告できなかったという状況がありますからですね。そういうところも含めてやっぱりその行政区長と協議しながら行動できるというふうな流れを持っていくというふうな作業を町自体でやっぱりやっていただきたい。地域住民が町の方針に基づいて、そういう避難行動を行うというような訓練も地元でやっていくという流れを作っていかなければいけないと思います。そういう流れを再度確認しながら資料を作っていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、公共施設の改修や補修工事計画についてであります。これも昨日の一般質問の中で大規模改修の中でということをおっしゃいました。しかしお年寄りや障害者の方々が利用される施設など、例えばC&Cセンターの玄関スロープとかレスポアール久山の点字ブロックの見直し工事などは早急に解消すべきだと思っております。こういうふうな工事については少額な金額でできると思いますので、こういうものをできる範囲で早急にやっぱり直していくべきだろうと思います。

それで、この見直しをしていただくときにですね、昨日も申しましたように大規模改修のときに、いろんな山田小学校の天井の件とかいろんなこと、プールの件とかいろいろありましたけど、その改修時期について早々に協議をしていただいて、町民の方々がやはりこの工事については大体概ねいつごろあるんだというようなことが共有できるような形の中で事業を進めていったほうがいいんじゃないかなろうかと思っておりますので、この大規模改修に関する町長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共施設の改修計画につきましては、まず障害者の方たちに対する整備がされてない部分については、これまでのところ役場それから集会所、その他の公共施設については調査は完了しておりますので、まずはいわゆる軽微な予算でできる部分は早急に実施をしていきたいと思っております。また、ある程度の規模の改修につきましては、かなりやっぱり公共施設そろそろ年数がたってるのもたくさんございますので、年次計画的に計画を立てた上で、予算との調整を見ながら順次計画的に進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように年次的に計画していくということでございますので、どうぞその計画が住民に届くようによろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） 次に、3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、質問事項として今後の行財政についてお尋ねいたします。そして質問の要旨を五つほど用意しておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず1点目。久山町の財政状況は、平成29年度の決算歳出合計約46億円、うち公債費は約5億円、財政調整基金残高平成30年度は約9億8,000万円、うち3億円は取り崩す予定。久山町の平成30年度の交付税の減少率は県内で最も大きい19.3%。また、来年度から消費税が10%となる。今後の町の公共事業費、町民への行政サービスを考えると、財政にゆとりがあるとは思われない。どう考えているのか。その点をお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず財政を問うといえますか、考えるときに、交付税の減少率というのは相反するっていいですか、その中に挙げるものではないと思っております。交付税が減少ということはそれだけ税収が伸びてると、自主財源が伸びてるということですので、これはちょっとですね、聞きようによってはその何か交付税が減らされてるということが、町の財政を圧迫してるようにとらえかねませんので、その辺は並べて挙げるものとはちょっと違うということだけご理解いただきたいと思っております。

確かに議員がおっしゃるようになりますね、財政調整基金の残高は9億ということで余裕がある状態ではないと思っておりますけれども、再三これまでも言っておりますけれども自治体の財政っていうのは、基本町の税収といえますかね、それプラスそれに不足する一般的にどこの自治体におっても等しく住民というのは公共サービスを基本的なその文化的生活を受ける

ための上下水とかですね、道路とか環境とか安全を受けるためのやっぱり費用が要るわけですから、その費用については、自治体で賄えない不足分については国が交付税で出すと、これが地方行政と国との仕組みでございます。そういう中で、ですから財政のことを言うならば、久山町というのは財政力というのは現在89ぐらい0.89。財政言葉になって申し訳ないんですけども、どこも1.0を目指して町の財政の強化を図っております。1を超えと言いますかね、久山町の場合は、今0.89。ですから、0.11が単純に言えば国から頼ってる交付税、いうことは県下でもほとんどもうベストテンの中に入るぐらいの財政規模の状況を持っている自治体でございます。

ただ、議員がおっしゃるように、あ、0.81ということですね。おっしゃるように金額からするとゆとりがないんじゃないかということなんですけれども、これは裏を返せばですね、久山町の場合はいわゆる公共事業の投資額が大きいということです。だから郡内の昨年度の決算状況を見てもらえばわかると思いますけど、歳出額に対する投資的経費というのは久山町が約14%ほどの額になりますけれども、他の町は大体9%から6%、新宮町さんだけは今新設の学校とかしてあるから28%ですから、財政にゆとりがないじゃなくて、むしろ歳出の投資を、いわゆる公共サービスを投資的面で非常に久山町はずっと出してる状況にあるという、そこだと思います。だから、今久山町も税収が毎年毎年上がってます。上がってるけどその財政調整基金というのが増えていかないのは、それだけ住民の方への公共投資を多く今出してる状況だと、そういう需要が今たまたまあるということもあるんでしょうけど。だから、一般的にゆとりがないというのは経常的に必ず出さないといけない人件費、扶助費、それから借金の公債費とか経常経費を出したら何もする余裕がないというのが1番悪い状態のときなんですけども、久山町の場合は、財政的な構造は決してゆとりがない町ではないということだけはちょっと申し上げときたいと思います。だから、後の質問にも出てくるんでしょうけれども、このゆとりのないのを、毎年今本当に税収が伸びてます。伸びてるから交付税が減らされてるんですけど、伸びたものに対して、その20~25%しか本当の町の税収に返ってこない。そういうもどかしさがあるから、税収を伸ばしても伸ばしてもなかなかゆとりのある基金というのを作ることができない。これを作ろうとすればやっぱり投資額を落とすことなんですよね。一般的な公共サービスは必ずしなくちゃならないけれども、いわゆる建設投資額をできるだけ年次的に遅らせていけばそこにゆとりができるという、こういう政策になってくると思うんですよね。

だから、これはこれからのやっぱり財政、事業投資の計画を少しずつスピードを緩めていく。だから財政を久山町の人口規模で基金をもっとぐっと高めようとするれば、しようとしても人口規模が決まれば、これ以上は今言ったようによほど大きな収入財源という

ものがない限りは無理なわけですよ。ですから、決して今の状況が悪いんじゃないかと、やっぱり問題は歳出面をどうこれから調整していくかという状態であると私は思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 何においてもそうでしょうけど、お金は多ければ多いほうがいいというのは私もわかるんですけどもね。いわゆる交付税の減額の要因につきましてはですね、やはりいろいろ理解に苦しむような要因を国から突きつけられる。それだから交付税は減らされますよというような要因があるような気がいたします。その点については後のほうで質問させていただきます。

実は須恵町では財政調整基金、先ほど財政調整基金の話もしましたが、須恵町でも財政調整基金の取り崩しが続いていることなどを踏まえて、須恵町の平松町長は、財政は5～6年後危機的な状況に陥る可能性があるという指摘をしています。須恵町の基金は平成30年度は2億5,000万円の取り崩し予定、その結果残高は18億4,000万円。久山町は平成30年度基金残高約9億8,000万円。須恵町は久山町より多い基金残高があるのに、公共施設の改修等ができない可能性があるという危機感の中で独自財源確保のプロジェクトをスタートさせています。

久山町も、財政調整基金の取り崩しの中、総合運動公園、オリーブ事業、交通アクセス問題、首羅山遺跡事業やくばらコーポレーションの買い戻し金約2億4,300万円の問題がある。資金の対策はどう考えているか。こういう中ですね、やはり国の交付税には大きな関心があります。この点について町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう点にということ、ですから先ほど言いましたように、いろんな事業投資、建設投資が多い事業を今仕掛けておりますので、この辺のバランス調整をとっていく必要があると思います。交付税についてはどうご理解してあるか私はわからないんですけども、交付税の算定額というのはあくまでも、その自治体が確保できる税収が基本として、先ほど言いましたように、それを都市部とかあるいは農村部・山間部ではどうしても自主の収入が入ってこないところは、どうしても自主財源では住民の方の公共サービス事業というのはいけないわけですから、それを補うのが地方交付税でございますので、その算定の中にいろんな外的要因が入るということは一切ございません。それだけは確かでございます。あくまでもやっぱり基本は人口、町の面積、これが算定の基礎数値になります。それ以外の特殊な事情が、例えば災害とか特殊な事業をしたときには特別交付税というのが別途ありますので、これが国からの自治体に流れる地方交付税の金額

ですから、何かさっきちょっとおっしゃったようにいろんな要因があるようだという事ですけど、それは一切ないということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 一つ答弁漏れのとがございましてお答えをお願いします。

くばらコーポレーションへの買い戻し金ですね2億4000万、これについてはどういうふうに資金対策を考えておられるか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 資金対策というよりもこれは一旦処分した土地を買い戻すという形ですから、町の財源の中で買い戻しをやっていくしかないと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 現実的には、今調整基金の残高が約9億8,000万。しかしこれを30年度に3億崩すと6億8,000万。そしてその上、もうこれは火急な、くばらコーポレーションへの買い戻し金は火急な要件だろうと思います。2億3,000万、2億4,000万近くの買い戻し金は、くばらコーポレーションに払いますとね、いよいよもって基金残高が底をつくような状態になってくるんじゃないかという気がいたします。

そこで、町の事業に対しての国の財政支援に不安があります。これはもう交付税を含めてでございますが。例えば総合運動公園事業費、30年度の予算計画では国の交付金は1億5,000万、最終年度31年度も1億5,000万円、平成28年、29年度は交付金は減額決算、平成30年、31年の予算計画は大丈夫か。また、この事業の延長は国は認めたのか。オリーブ事業も平成29年で試験栽培目的の国の補助金も終わっています。今後は町費でやっていかななくてはならない。厳しいのではないかと思います。また、農地保全へのロードマップ策定で、国の補助金がつくとのことだが、こういった問題は大丈夫か。いわゆる先ほどの交付税あたりと関連するんじゃないか。こういった問題をどういうふうに考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 財政はですね、当然きちっとやっぱり財政基盤というのを見ながら予算編成をしていくわけですから、やっぱりきちっとそれは考えていくべきだと思っております。

くばらコーポレーションの土地の買収、買い戻しについては、基本は買い戻すようにしてありますが、くばらさんとしては、事業は中止したけれども何らかの形でやっぱりそういう土地の取得はお願いしたいということはあるので、今後それについては協議を進めてまいりたいと思います。

それから、今年予算に3億円の財政調整基金を取り崩してありますが、これは議員もご承

知のとおり、毎年度予算としてはその程度の予算を組みますけれども、昨年度も取り崩しはやっておりません。

それから、いろんな総合運動公園の事業にしてもいろんな事業にしても、投資額が全部町の財源を投資する、例えば補助金が2分の1なら2分の1の残りは国の交付税措置のある起債を借りたりですね。だから一般財源というのは、その場合によっては10%か20%ぐらいで事業を進めていく。これはもう公共事業のやり方です。

だからそういうのを全部含めながら、財政計画をきちっと安定的なものにしながら、次年度の予算編成をやっていくことになっていっていますので、前日の一般質問にそういう公共事業のことについてのお尋ねありましたけれども、それらを含めてやっぱりその事業の中止・続行も含めることになるかと思えますけれども、やっぱりスピードの問題あるいは予算の集中・選択を、優先度をどこに持っていくかということは、そういう財政計画の一つの手法だろうと思っておりますので、そういう形で今後とも進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） くばらコーポレーションにはいつ約2億4,000万円をお返しになるのか、お尋ねしたいところでございますけれども。

総合運動公園の国からの交付も30年度は1億5,000万、31年度は1億5,000万、しかし反面28年度・29年度は削られてるんです。28年度は1億3,000万円を予定しておった。29年度は1億500万円を予定しておりましたけれども、結果的には削られた、減額した予算しか組まれなかった、という結果もありますんですね、その点もよく考えていただいて事業を進めていただきたいと思います。

それから、交付税の減額について私がちょっと疑問があると言ったのは、以前から交付税の減額については、たばこ税が大きく増えた原因で交付税が減額されたという話をお聞きいたしました。たばこについては喫煙問題がある中で、たばこ税は安定していると考えにくいと私は思っております。国はたばこによる健康問題があるたばこ税をとらえて、久山町は裕福になったと考えているのだろうか、ここいらへんに私は疑問を持つわけですね、国の交付税の減額については。

また久山町は新国富指標でも豊かさは福岡県内1位ということだが、1番だ、上位だと思う環境ではないと考えます。ごみ袋は県内一高いし、また町民の苦情・要望がすべて解決してでの話しならわかる。町民への行政サービスが十分できているか、またそのための財政について町長はどう考えられましょうか、もう一度お答えをお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたけれども、交付税の減額それからたばこ税が伸びた

から、当然たばこ税も町税の中に入りますのでですね、そういう収入が増えた分、国は久山町にはそれだけ財源が増えたから減らしますよと、これはそうですよ。だから、われわれもそのたばこ税がいつまでも伸びるとか、またあるとかいうのは想定もしてないですね。期待はしますけど想定はしてない。たばこ税が落ちれば交付税がそれだけ増えるという形になるわけですからですね。だから、そうとらえれば何もそのわれわれが特定の財源にとらわれていない、やっぱり安定的に確保しなければならないのは、たばこ税とかいうものではなく、きちっと人口の一定規模を町の活性化を維持するための人口規模を増やしながら、町民税、固定資産税それから企業さんの法人税あたりを増やすのが町にとっては財政基盤の安定化につながる、そういうものだと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） こころへんはですね、たばこ税の問題につきましては、いわゆるたばこ税が5,000万円増額したと、それで交付税が5,000万円減額されたと、こういうふうな書類がありましたよね。だから、特にこのたばこ税については私はそういうふうな、たばこが健康に害する問題であるというようなことは国で盛んに言われておりますのでですね、これは、当てにできる税であろうかという考え方からお尋ねしました。

それと、久山町は新国富指標ではですね、福岡県内一豊かですよという声がありますけれども、一方ではごみ袋が県内一高いとかいうようなことを聞きますとね、ちょっと町民に対する行政サービスが十分なのかなあと思ったもんですから、ちょっとその点お尋ねいたしました。

そこで、次に、2番目に公共施設関係についてお尋ねいたします。

11月20日現在人口はちなみに8,982人、うち外国人の方は238人、人口が増えれば受け入れ施設等の公共施設の整備が必要になってくると考える。町長はこの点についてどう考えられますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えの前に一つだけですね、新国富のことをちょっとお答え漏れしてたと思うんですけども。新国富というのは物の量とか何とかだけでない、議員もご理解されてると思いますけれども、やっぱり質というのを非常に今回の新国富というのは経済指標の中で、経済を豊かにするための、あるいは住民の生活の豊かさを図る上での指標ということであっておりますので、ごみ袋が高いから久山町が豊かでないということではなく、いろんな健康とかですね、教育とか、それから環境、こういうのが久山町は将来にわたって豊かな質の高い地域社会を構築できる、そういう資産をたくさん持っているのが国富指標での県下1位の評価でございますので、物質的に久山町が他の自治体よりも

今恵まれているとかいうことでないことはちょっと申し添えておきたいと思います。

それから公共施設につきましては、今人口は議員おっしゃるように、上久原土地区画整理あるいは上山田の区画整理あたりの効果もあって、徐々にですね、人口増えております。ただ、現在のスピードといいますか、これからの草場開発もありますけれども、推計してる中では大きく公共施設の需要が出てくるとは、まだ今のところは想定をしておりません。学校施設につきましてもですね、十分現状の施設内で対応できるということで考えております。一部、特に今小・中学校あたり幼稚園もそうなんですけれども、幼稚園は今回十分余裕を持った形で建設しておりますけれども、いろんなやっぱり特殊学級とかの需要が年々増えてきておりますので、そういうものには随時対応しながら計画を進めてまいりたいと思いますけれども、大きく考えていくと、今の段階でですね、やらなければならないという状況では、私は今の人口増、これからの町の住宅計画の中で推計する中では、十分今の公共施設の中での対応ができていくとそういう判断しております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はあの新国富指標の話をちょっと町長されましたので、先日の新宮町との合同研修会の際に、九大の馬奈木教授が資料を皆さんに配られまして、私もその資料を見ましてですね、ちょっとあぜんとしたのが久山町がいつの間にか久山市になると。こういうこともありまして私はそういうことはおいとつてもですね、新国富指標の1位っていうのは、いまだにこれは納得できませんが、まあ一つこれからもいろいろと勉強する機会があるかと思っておりますので、そういう意味では馬奈木教授にもお尋ねしていきたいとは思っております。

それから、公共施設、今るといろいろの施設についての取り組みを町長説明されました。今後はやっぱり早急にやらずにちゃいけない問題等が両小学校のプールやらクーラー等の空調設備ですね、これはもう待たないで急ぐんじゃないかと。それから久山中学校の完全給食、この弁当給食は完全給食なのかというような問題もあろうかと思いますが。それから上久原区画整理事業は終わっては、あそこの一角にやっぱり公共公益施設の整備等対応やら必要だろうと、またこれについても工事資金等が発生してくるんじゃないかと、こういうふうな考え方も私は持っております。

そこで、次にですね、3番目としまして、線引きの見直しは5年に1回の見直しができる、随時見直しもできる。線引きと土地政策について平成29年度の決算審査意見書で、優良企業の誘致を図るために土地利用計画の見直しを行うなど自主財源に努められたいと提言があっている。

今後、市街化区域・調整区域の線引きの見直しや農地等の土地政策にどう取り組んでい

くか。町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お尋ねの線引きの見直し等についてでございますけども、まずはっきりしてるのは久山町が昭和45年に都市計画決定をして、単独の久山都市計画決定を全町域に都市計画決定区域にしたわけですけど、そのときに市街化調整区域といわゆる市街化区域に線引きがなされております。非常に本町の場合の都市計画決定の線引きは特異な線引きをされましたので、まあ議員ご承知のように、97%近くが市街化調整区域ということになっておりますのでですね、この状態の中で線引きの見直しというのは本町の場合はもうはっきり言って不可能だと言われてます。というのはやはり線引きの条件というのがいろいろございまして、基本は既存の市街化区域内の用地を満杯にする、人口密度がきちっとそれを満たす形になって初めて新しい市街化区域を拡大したりですね、調整区域との見直しをやっていくことができるという要件になっております。あるいは、50ヘクタールと大規模な土地利用の見直しによって市街地整備をやるとかということになりますので、本町の場合はいろいろ県と協議しましたが、いわゆる都市計画上の線引きの見直しという手法ではもうやれないよというのが結論でございますので、それでは何もできないのかということで、県と協議した結果、新しい都市計画法の見直しがあった中で市街化調整区域においてもいわゆる線引きとちよつかぶるようなですね、いわゆる地区計画という制度ができましたので、地区計画をかぶせることによって一定のそういう開発整備というのが可能となりますので、久山町は福岡県と協議しながらこの地区計画制度を活用しての都市開発と言いますか、土地利用開発を進めていくということにしております。

そういう中で今いろいろですね、上久原の朝日組合とか下久原の希美野とか各地区で30戸とか40戸辺りの住宅開発もしてますし、大体いろんな開発してる場所はこの地区計画制度を活用しての開発手法でございますので、今後についても、企業立地につきましても、そういう地区計画制度を活用しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私もですね、町長言われるように、昭和45年からこの線引きがあったわけですけども、それから今日まで1回も、5年に1回見直しができるのにしてないと。それから随時見直しもできるのにとこの考え方を持ったんですね。そしたら、たまたま9月の監査報告の中でですね、監査意見書の中で土地利用計画の見直しを行いなさいというようなことが指摘されておりますね。

そこで私は、ここにちょっと地図を、これは久原校区側の地図でして、中久原商工地域の市街化調整区域なんですけれども、現在この地図は中久原商工地域の市街化区域、準工

業地域、工業地域に隣接した市街化調整区域で、それこそこういうところはですね、もう原工業団地が満杯になってる。企業誘致をしようにしても、ここにはもうできない。一方では、ここに原工業団地の中にある企業がですね、ここじゃもう手狭になったから、篠栗へ一部移ったんですね、篠栗へ。そういう企業もあるわけですね。そうこうするうちに、この原工業団地の企業の方の頑張り、もう少し広くしたい、広くしたいという考え方を持ったとしても、そこにもう久山にとどまることはできないんですね。

その一つの例がこの松本池の周囲にくばらコーポレーションの土地があるんですね。ここでその開発の許可がとれない。何でかという、まずは道路、高橋～原線がないわけですね、接続する道路がない。そしたら、この土地は有効に生かしたいという気持ちはあったんですけども生かされない。そこで、赤坂団地、ちょうど町もここを何とかってことで、くばらコーポレーションもそこを購入しようという形になったと思うんですよ。それまでの間、これちょっと私が言うのもちょっとあれなんですけど、一部山をですね、購入されたんですよ、ここに工場をしようということで。その時にちょっとお手伝いもしましたけども。そういうことまでされておられる中にですね、赤坂、猪野のほうに引っ越しをせざるを得なかった。将来はここに、道が現実的にあれば、あるいはここが工業地域にでもなっておればですね、ここに移転できたと思うんです。

一方では、中久原の中に工場はありますけども、地域住民の方から立ち退いてほしいというような声があると。そこでその当時まだ、かんかん越しっていう道があったんですね、今ここにカントリーエレベーターができていますけども。この道を利用して201号線バイパス、篠栗バイパスに接続できるような、そういったプランを、絵を描いてあったんですね。そやから私もおおーっと、ここに置かれれば、それこそ名前のおり久原という形だと思ったわけです。その当時の社長さんやらとお話ししまして、ここはどうしてですか、ここがいいんですかって言ったらロケーションがいいと。この周り自然が残ってロケーションがいいからここにしたいと。そして造成もそんなにかからなかったんですね、この山は赤土という山で、どんどんブルで押せばですね。またここがあその協定農地のところが埋め立ての利く、開発の利く農地であれば、ここは一段低いからこの中という考え方も持ってあったんですね。ところがもういよいよ今日、この原工業団地が満杯になってきておりますので、やはり企業がここに進出しようとしてもできないわけですね。

それで早くこの高橋～原線、そしてこの猪野～篠栗線のこの急カーブを一緒に解決できればいいがなと私はそう思っているわけなんですけども、ここに、どうなるんでしょうかね、町長。この地域を企業誘致ができるエリアに何とかしていこうという考えについてはどう

でしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今おっしゃってるところですね、確かに久原本家さんの土地があるんですけども、久原本家さんがそこを断念されたのは別の理由だと私は思っております。今現在で道路もそこ途中まであるからですね、開発は可能ですし、今の協定農地のところも開発は可能です。ですからそういうところについては町のほうと協議されれば、地権者の方が協議されれば開発は十分可能。ただ、高橋池に寄れば寄るほどのエリアは保安林という非常に厳しい規制がかかってる山林でございますので、それは事前にその保安林の解除というのが条件となりますけれども、今そこに書いてある松本池周辺、久原本家さんをお持ちの土地とかですね、それからその下の協定農地については、十分地権者のそういう意向が固まれば開発は可能でございます。

ご承知のとおり今のそこ書いてある協定農地の道を挟んだほうは、今事業者の方が地権者を取りまとめて、物流関係のそういうあれをやっているわけですから、その辺は先ほどおっしゃった線引きの見直しとかなんとか言うんじゃないでなくて個別にできることで、町としてもぜひ県との調整とかそういうものには協力していけるところだろうと思っております。

ただ、そういうのが出てきた、道が先なのかどうかということもあるんですけど、今のところは高橋～原線の整備というのは、こちらの県道猪野～篠栗線との、県の道路法線との関係がありますのでそこまではちょっといってない。ただ、都市計画決定道路ですので、やっぱり議員おっしゃるように、そういう需要が見えてくればあわせてやるべきだろうとは思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。ただ、くばらコーポレーションが向こうに移った理由については、私が述べる問題ではなかろうとは思いますが、そういった具合でここに将来工場、本社をしようという土地を今現在持っている。それで、結果的には町の考え方とくばらコーポレーションの考え方が一致したから猪野のほうに行かれたということかも知れませんが、私にとってみれば町に協力された、その当時西鉄云々かんぬんが前に進まなかったからですね。私はそういうのからして、これは何とか早く考えてやる必要があるんじゃないかという気がします。

それとやっぱり、今おかげでアルサの前の農地がですね、開発できつつある。しかし、そこはですね、道路に接してるわけですね。ここくばらコーポレーションが持っているところと、この協定農地は道路がない。先ほどから言いますように高橋～原線があればです

ね。民間の家でも建築許可が下りるのに道路に接しているかどうか、これは大きな問題です。だから早くこの高橋～原線を完成させていただきたい。これはもう以前から私言ってたんですよ。そのためのこの地図ですけれども、それでこの高橋池の急カーブも一緒に解決できんかというようなことを散々歴代の町長あたりにもお願いしておったわけです。今、現実的にここを開発されるんですよ、協定農地も開発されるんですよというけれども、現実的には道がないからどうしようもないんです。これを早くやっていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

次は、財源確保の一環として創設から10年たったふるさと応援寄附金についてお尋ねします。

30年度は1億円の予算を組んであります。現在の状況とそれによる住民税等への影響、また今後の取り組みはいかがでしょうか。その点ちょっとお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと応援寄附金のほうは、平成30年度10月末までの実績額は金額にして3,000万程度でございます。3,044万です、細かく言えば、11月末までには4,330万円の収入があるという、今の現状はその金額でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 何とか一つ、私もふるさと納税については非常に関心があります。私ができることであれば、ぜひ協力していきたいと思っております。それでまずは1億の目標に達成していただくように。そうせんと、30年度の予算等にも影響してくるだろうと思います。

また、新宮町では平成29年度のふるさと納税の寄附収入は約10億6,000万円、新中学校建設第14事業の財源に3億3,000万円を充てています。人口増に伴う新たな小・中学校の建設費等が財政圧迫を加速させる懸念もあったが、ふるさと寄附金の導入が手助けをし、将来の財政計画も明るい見通しが立つとのこと。また、ふるさと寄附金は納税者自身が支払った寄附金の用途を各自治体の選択肢から決定できる。新宮町では、相島の小・中学校は存続危機にあり、漁村留学で本土の町内に住む小・中学生15人が相島の小・中学校へ渡船で通学できるよう通学費を全額補助したり、耕作放棄地の再生と農地有効利用のために農業機械の導入にふるさと寄附金を活用しているとのこと。

今後もしろいろの事業を考えてあるだろうと思いますけれども、町の特性が出る納税者が選択しやすい事業に対してどういうふう考えてあるか。それからまた先日ふるさと納税の偽サイトの被害があると聞いておりますが、久山町ではどうであるかちょっとお尋ね

します。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税についてはですね、有田議員のほうからハッパを掛けられて、町も一生懸命取り組んでるところでございます。

先ほど、今年の11月までの予定見込み額を出しましたけれども、恐らく年末年始、特に年末が大きな額になってくるだろうと思いますけれども、今現在取り扱いサイトを2社で、昨年まで1社だったんですけど2社にしてやってるんですけど、もう1社ぐらい増やしたらいいんじゃないかなということで今内部で検討しているところでございます。あと、やっぱり大きいのは、当然納税された方に返納のお品をお渡しするんですけども、大体限度額が今もう30%となっておりますけど、本町の場合ずっと2割できてますので、ちょっと来年度は少しその辺のところも考える必要があるかな。やはり納税される方については返納の金額が多い自治体を選択されてるんじゃないかなという気がしますので、ふるさと納税の納税者の数は久山町も負けてないぐらいあってるんじゃないかなと思いますので、あとはそういうサイトを増やすとかですね、返納金のパーセントを20から30に上げることもしっかり検討したいなと思ってます。いずれにしても、増額を目指していきたいと思っております。

それから、いろんなサイトに対する偽サイトですか、そういう事件が発生しているということは私も聞いております。郡内では古賀市さんあたりにそういうことがあったということなんですけれども、早速本町のほうも調査してきちっとそういうことがないように対応を取っているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は返礼品についてはですね、過度な競争はすべきじゃないということをおもっております。そしてその返礼品はですね、久山町の特産品を使うべきだと。また、オリーブ等が順調にいけば久山のオリーブですよとか、オリーブの苗木を返礼品の代わりにという返礼品として使うとか、そういうことも考えられたんじゃないかなと思ういます。

そこでですね、答弁漏れのところがありましたのでちょっとお尋ねをします。

例えば、納税者が久山町のこういう事業に使ってくださいと。例えば9月議会では、C&Cセンターの生活習慣病関係で幾ら使ってくださいというような決算報告があってございました。そういうふうな事業も提示する必要があるかと思いますがその点どうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 細かい事業にはしてませんが、幾つかですね、四つか五つか、納税していただいたお金は、例えばその今言われた久山町の健康の取り組み、あるいは久山町の今挙げてるのはですね、久山町の健康づくり、それから農業の振興、それから久山の魅力づくり、そういう形でこれのどちらにその納税されたお金を充当希望されますかということでホームページのほうにしていますので、それに入った区分によって予算のほうに充当してるという現状でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ぜひひとつそういう事業も考えていただくように。その中に例えば教育関係、中学・高校・大学生でしょう、留学を語学留学というような形でもされておりますのでですね。私もちょっとある関係で、一般人の方がやはり英会話の勉強をされておられます。将来、将来というか近いオリンピックのときに通訳のボランティアやらできたらいいなとそういうふうな方もおいでになるんですね。そういう方の中で、私も今度ちょっとアメリカのホームステイじゃないけども行っているいろいろ勉強したいという、そういう一般の方もおいでになりますんで、そういうところにも使われるような考え方をひとつ持っていたいただければと思います。

次に、水道事業民営化法は12月6日本日ですね、衆議院で可決成立予定。水道事業の民営化について国は人間の生命維持に絶対必要な水の供給を営利を目的とする民間企業に委ねるといった内容の水道法を改正する法案を進めている。民営化、広域化を地方自治体に押しつけてくるのではないかと思います。町はどう対応されますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今あのご質問がありました今回の国が水道法を改正する法案を国会に上程してるところでございます。

これは現在は水道につきましては、各地方自治体が経営をしておるところでございますけれども、今回の法改正は、市町村が水道の施設の用地それから施設は保持したままその運営権を民間に委託するという、民間が経営できるような形をしやすいようにするというのがこの法律の趣旨でございます。その趣旨の目的はやはり、国の法案の上程に当たりましてはやはり、自治体の経営、水道事業に関する経営の悪化あるいはそういう老朽化した水道管施設をたくさん抱えているところについては、なかなかその改善ができにくいんじゃないかということで、PFI方式に基づいたような形での民営化ということを狙ったものだと思います。

本町としましては、今すぐこういう形に取り組むという必要はないと思っておりますので、これに直接すぐこう変えていくということはありませんけれども、以前郡内で水道施設い

わゆるこれとはちょっと違うんですけれども、徴収システムとかあるいはそういう特に管理の面での共同でやれないかということ、一度銀行あたりを交えて町全体で検討したことはありますけれども、今回のとはちょっと、すべてをそのもう民間のほうに運営権を任せるといふところまではいってなかったんですけど。いずれにしても、こういう法律ができますと、糟屋地区でもそういった、こういう取り組みについての協議はやっていくことになると思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） この件につきましては町長、まず言われたのは久山町は該当しないんじゃないか。私もそう思います。というのは9月議会で上下水道事業会計の資金不足率は黒字のため出ていないと。経営健全化基準の20%を大きく下回ってる。良好な状態にあると認められるといった、9月議会で監査委員の公営企業の資金不足比率審査意見書が出ています。国は水道事業の民営化法を国会で審議しているが、安全な水は人間が生きていく上で絶対に必要。また、水道事業は自治体単位で原則独立採算性で実施されており、現在の久山町では民営化に移行する理由は見当たらない。全くそのとおりだと、町長のおっしゃったとおりであると私も思います。付け加えて言いますと、水道事業の民営化、この最大の問題は人間の生命維持にとって不可欠な水の供給を営利を目的とする民間企業に委ねるところにあります。この水の供給を民間に委ねることは、私は町としてとるべき判断ではないと思っています。町政の最大の役割、町長はいつもおっしゃる、町民の生命と財産を守ることは、まずは町民の生命を守ることが町政の最大の役割と思っています。町民の生命を守ることは町政の責任であり使命で、水道の民営化を取り入れれば使命を放棄することになるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 基本的には有田議員と同じ考えで、やはり民営化というのはいろんな経費の面とかですね、そういう改革は公共、自治体よりも早く改善することは可能だと思いますけれども、やっぱり生活の生命線だと思いますので住民の方にとっては安全性それから将来にわたるとやっぱり料金の高騰につながるんじゃないかという不安を必ず私は招くんじゃないかなと思っています。久山町の場合は、今健全な計画のもとで老朽管あたりの付け替えも済んできておりますので、議員おっしゃるように今これにこう飛びつくようなことは考えておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） それをお聞きしまして安心しました。

次に、水道民営化についてですね、心配されてる町内の地域があります。久山町の水道

事業は独立採算方式で、施設の老朽化や漏水箇所の工事は水道の使用料金でやってる。しかし、水道の使用料金は払っているが、施設水道管等の更新・修理等は自分たちの責任で対応していかなくてはならない地域が町内にあります。約70戸の方が住んでいる下久原風月原地域で、そこに住んで今年で13年から15年で久山町民としての義務である固定資産税、住民税等の納入をはじめ、当然であるが水道料金、久山町の行事にも積極的に参加されている。また、その水道管を利用して町が管理している消火栓があります。今国が進めようとしているコンセッション方式を採用しての民営化法が国の方針で市町村に下りてくると、水道事業の民営化の問題が生じてきます。かつては隣町、新宮町に水を送っていた時期がありました。広域化による助け合うということは理解できる点もありますが、町内70戸もある風月原地域の方が水道管の法的耐用年数による老朽化の更新や耐震・災害時の心配をされています。その方たちに人の生命の源であります水が安心・安全に供給されますように、また、町に水道施設等を管理・運営していただくよう、町長の配慮をお願いいたします。この風月原地域の方たちのお願いを受けとめていただければと思いますが、町長の考えをお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今ご質問の風月原地区の水道について、今現在は高架水槽で、エリアについては地域住民の方でそれは管理するという形になっていると思いますが、それを町のほうにということだと思いますけれども。ここは開発の条件の中で町の給水エリア外になっておる、いわゆる浄水場のやっぱり高さの問題がありますので、これを超えるところについては供給ができないところですよということを前提に開発がなされて、水については自社のほうで高架水槽を設けて管理していく、こういう条件で開発がなされてるエリアでございますので、これはやはり開発協定の中です、そういう条件のもとに造られた団地であるし、また、入居者もそれをご承知の上で入居されてることだと思っております。これを破るといふことになりますと、いろんなほかのこれからの開発に影響が出てまいりますのでちょっと今はですね、これは難しいかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はですね、もうあそこに住まれて13年から15年ぐらい、もう長いんですね。それは確かに開発のうんぬんというのはあります。しかし、もう一町民としてですね、あそこに骨を埋めろうという気持ちでお見えになっております。だから、固定資産税とか住民税とか、あるいは町の行事にも積極的に参加、協力されてるんですね。そうすると、結局ポンプアップのだけじゃなくて水道管すべてがあそこの地域の方が水道管に何かあったら、自分たちで賄わなくちゃいけない。本来からいうと、独立採算制っていうの

は水道の使用料で水道管が何かあれば補う、工事を補うんですね。ところが、風月原の敷地内の水道管にももし何かあったとしても、自分たちが手出しでしなくちゃいけない。それでね今先ほど言いますように、もう13年も15年もたっておるんですから、ひとつ開発うんぬんも確かにありますが、今は一町民として居住しておられるということについて、町長敬意を表していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 確かにもう長くですね、町民として在住してある地区でございますので、いろんな公共的な事業サービスは当然やっていかなければなりませんけれども、先ほど言いましたように、そういう本来ならば町の水道計画の中での供給エリアでないところに、そういう条件をもって開発された団地ということがやっぱり大きな前提でございますので、これを何年かたつともうゼロにするよというものを作ってしまうと、今後も給水エリアでない高さのところいろんな開発の申し出があったときにそれをどうするのかとかです、そういう問題があると思いますのでこの辺はちょっともっと慎重に検討していきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 今議会です、水道関係の議案が提出されております。今後は70メートル以上の高さのあるところは水道供給はしないというような文言が入るとのようです。それで私はこの105メートルの高さがあります風月原は、それというのも先ほど言いましたように、今日までいろいろと協力してある。それで水道料金等も払って普通の一般の町民の方であれば、もし水道管が云々とあれば水道料金で町が払ってきている。敷地内の分についてはその方が払われるんですけれどもですね。やはりそういうことやら考えてみますと、今町長がありがたい話をしていただきました。ひとつぜひひとつ下久原区風月原地域につきましてもですね、これが、皆さんの風月原地域の町民の皆さんが心配のないように、ひとつよろしく配慮を重ねてお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時7分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は4点質問いたします。

1点目が西鉄バスの廃止の件でこれは町長に。2点目は一般質問の答弁の姿勢と町の諸問題からみえる役場機構のあり方について、これは町長のほかに、また選挙管理委員会の私への強要行為。これは当時、今でも担当者でございますが森裕子町民生活課長、第1委員会室での私への強要行為の当事者、彼女に話してもらう。そして会議録改ざんについて、これは矢山良隆元議会事務局長そして木下康一元議長が絡んでおりますけれども、これは町長に見解を求めます。そして、補助金目的外使用、毎回これは言っておりますが町長のほかに当時の責任担当課長佐伯久雄副町長、答弁を求めます。そして次3点目が町長による不適切発言について。そして4点目が土地開発について。順番に行きますが時間が足りなければまた次回に繰り越しとします。

ではまず1点目行きます。西鉄バス路線廃止変更について。これは経営環境だけではなく、法改正等でバス運行業者の路線廃止に対する姿勢に変化が見られると。そして今回27B路線廃止変更等について西鉄の状況などを町民への早期の説明会開催が必要であると、時期をどう考えてるかという質問が出ておりましたが、昨日担当課長のほうから12月中旬の住民説明会、この予定であるというふうな報告がありました。しかし、この件は広報には全く周知されてない。そして昨日担当課に聞きましたらまだチラシもできてない。一体どうなってるんだというふうな思いでございます。そして、この時期についてでございますけれども、なぜこんなに遅くなったということを町長に聞きたいんですが、その前にいろいろ今回の件調べました。情報公開請求と聞き取りがメインでございます。調べた先は実は筑豊エリア、これは飯塚、桂川、そして嘉麻市。このエリアがひと足早く今年10月1日からこれは変更、廃止になっております。この嘉麻市と飯塚市、ここに情報公開請求と聞き取り、10月30日、11月13日桂川町、そして10月30日、11月7日、11月13日、これは嘉麻市に行ったりします。そしてそれを踏まえて、そして同時並行ですが、11月8日に県庁に行きました。そして11月21日はお隣篠栗町、そして11月26日には西鉄本社で、担当の営業3課から話を聞いております。そのときに得た資料がこちらでございますが、久山町に先に情報公開請求したものも含めて結構あります。こういった状況でいろいろ見えてきましたこと、そしたら時期が何でこんなに遅くなったのかなということでございます。

結論から言いますと、もっと早くこの住民説明会をやれる状況であった。といたしますのは、一つ、これは関連があることを話します。それは前回の9月の議会の一般質問、これは松本議員の一般質問でございます。この公共交通に関して。その中で町長が答弁で、廃止等については西鉄が一方向的に廃止はできないようになっていると。いろんな調査そしていろんな協議、県のバス対策協議会あるいは久山町のバス対策の協議に関するそういった

会、そういった協議を経て最終的に決定されると。そして今その最中だという答弁でございます。

しかしこの件、特に筑豊のほうを先に調べておりましたら違うということがわかりました。と言いますのは法律が変わりまして、今決定権は西鉄にあるようだ。それによりまして協議のあり方も変わっております。と言いますのはもうちょっと詳しく言いますと、改正道路運送法、これが平成14年の2月に施行されまして、その資料を嘉麻市が開示しました。これを見ましたら、西鉄に決定権というのがあります。と言いますのは今まで許可をもらわなければいけなかったのが許可の必要がなくなる。届け出をすればいいんですよ、国に。この場合は福岡運輸支局に届けることになりましたが。そういった、届け出ればいいようになってる。それに伴っていろんな話し合い、協議もあり方が変わっている。西鉄に廃止の決定権があるという前提で進んでいる。だから、今までいろんな協議を経ている。町長が協議中だと、まだちょっとお答えできないという現実が西鉄に決定権があるということをお前提でほかの関係機関、近隣の自治体はそれで進んでるんです。それからしましたら、とっくにもうこれは住民説明会やつかないかん状況やった。県がその辺ははっきり答えました。法律が変わりましたと。嘉麻市そして桂川、こういった筑豊エリアの廃止は西鉄の一方的な廃止表明だったんです。久山町の27B、基本的には同じだよと。西鉄本社から聞いた話では西鉄はそこは認めませんでしたけども。書類上は全部これ同じなんです。これ、県庁がべらべらしゃべったわけじゃありません。この嘉麻市が開示した資料、これに西鉄に決定権があるという文字がある。これを県の担当者、交通政策課の担当者に見せましたら顔色が変わりました。そして私が嘉麻市で得た資料、そして今日の前にある久山町のこの今回の一連の会議、情報公開請求したもの、一つ一つ指し示してこれを論理的に示していったら、そうですと、筑豊と同じですということ。法律が変わったんですと。となったら早くに町民に説明しなきゃいけなかったんじゃないですか。その辺をどうお考えなのかどうか、なぜこの12月中旬に予定してるのか、それを教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の本町の公共バス関係の協議につきましては、今佐伯議員はその法律が変わったから西鉄が一方的にやっっているんだということ、他の自治体はそんな形で終わったということなんですけれども、他の自治体のことは私は存じ上げません。私たちは西鉄さんとは良好な関係の中で、片方が一方的にやるんじゃないで、やっぱり西鉄のほうにとっても、路線の一部を廃止するにしても、きちっと久山町のほうのですね、町の意見を尊重した上で1番いい形でこの見直しを行っていくと、そういうことをやってきたわけですから、あなたがおっしゃるように必要ななかったとかいう問題ではない。むしろい

い形の中で、われわれは県と西鉄と町の三者で、今回の新しい交通体系に取り組んできたわけですから、何もその時間をかけ過ぎたんじゃないか、必要なかったんじゃないかなということですが、本町の場合はきちっと民間とそういう良好な関係で今までもきてるわけですからですね。その辺はちょっと勘違いされてるんじゃないかなという気がいたします。

それから、住民説明会というのは私は議会でそういうことを言ったこともないですね、今回のこういう公共交通、交通体系のその時間の変更とか内容の変更については各地を回っての住民説明会は今のところは考えておりません。やはりあの基本的に路線は変えてないし、大きく変わったのはトリアス、西鉄さんがトリアスまでトリアスから先は今度はその西鉄に代わって町が運行しますよというところが大きなポイントですがけれども、それによって今までの便数が減ったり路線バスの運行がなくなったりしてることは一切ないわけですから、それについての変更内容については、議会もそうですけども区長会にもきちっとご説明をして、住民の方にもそういう広報等チラシ等でしてますのでですね、大体こういうのは民間のバスの路線変更もそうですけども、利用者の方が非常に興味を持っておられるわけですから、変更内容についてはどうなったかというのは私は基本利用者の方が興味を持って、それを理解していただいているんじゃないかなと思っておりますので、今のところ一般の説明会みたいな形の予定は考えておりません。

ただ、今後また区長会あたりで区長さんたちのお話を伺って、そういう声を聞くよということであればその要望にも応えていきたいと思っております。また、個人的に問い合わせもほとんどあってませんけれども、あった場合はこちらのほうで直接その方にご説明をしていきたいと思っております。1番何件かあったのは、西鉄バスが一部廃止になることによって全く交通手段がなくなるようになるんじゃないかなという不安の声がですね、何件かあったと聞いてますけども、その後、広報とかそういう組合長を通してあるいはチラシによって知らせてますので、そういう説明会等は、今のところ考えておりません。

ただ、中学生を対象としたいいわゆる説明会というのはですね、これは特に来春高校に進学される人たち、特に香椎方面とかですね、そういうバス公共交通機関を使おうという予定の方がおられるんじゃないかなと思っておりますので、その辺の不安をなくすために中学校のほうからそういう要請がありましたのでPTAのほうにですね、そういう説明会は12月中旬に行うようにしております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 町長、一部後で質問項目挙げます。ご飯論法を使いましたな。一部私

の発言認めながらも、佐伯議員の勘違いだと。だから、私は何も西鉄がその一方的にやったということ言ってないんですよ、本社が。西鉄がそっちは認めなかったと言った。しかし、それを町長は論理をすり替えた。その点を強調した。そしてあと聞いてもない一般論を長々と述べた。これ後で私が挙げております2項目めのいろんな町長の一般質問のあり方、これに対する時間がなくなってしまう。毎回時間切れいっぱいいっぱいですから。そういう時間稼ぎになってる。ご飯論法4分類の一つであります。それだけ私は町長にこれは言いたい。そして、傍聴の方々は会議録ができあがりますので、インターネットを見られて私の質問と町長の質問、これ見比べてどこが違ってるのか見てもらいたいなと思っております。

そして、基本的にですね、今言われたこと、西鉄は確かに町長が今おっしゃったようなことを言われた。協力体制でこれをやったよ、私もそれ聞きませんでした、深くは。とにかく会って、町民の方々は廃止になるということで不安に思ってますということで会ってもらいました。それによりますと平成29年夏ごろから久山町とこの新交通移行について話をしてたと。実はそれ以前から話があったと。そして、今年の12月から今年の1月にかけてもうこれでいこうと、今年1月にはこれでいこうということになった。しかしそれだったら、われわれ議会をはじめもっと関係機関といいますか、町内、これは知らせる機会があったはずでございます。そして桂川、筑豊エリア、これは一方的廃止になったと言いました。そして、町長はそれは違うというふうにおっしゃいました。

しかし、共通することが多々あるんです。それも含めて県の担当者は法律が変わったんだと。そして久山27Bの件もこれは同じなんだということ。それは追々説明しますけれども。そういう中で、この西鉄がおっしゃったのは路線赤字、深刻な運転手不足、町内路線これは長時間運行が問題で久山もうちへの運行費負担がいっぱいいっぱいですと。お互いにいい形じゃないかと。そして、撤退とは考えてないと。撤退じゃないですかと言ったら、撤退とはとらえんでくださいと。これは新しい町の協力体制だというふうにおっしゃった。だからそれで話を進めてるんだと。そして西鉄の見解からも、これは話が壊れるかもしれないから、まだちょっとこれは公にしないでくれというふうなことはおっしゃった。一見もっともに聞こえました。営業3課やはり営業に長けておられる。こういった面では、はは一つと何か引き込まれるものがありました。

しかし、よく考えてもらいたいんです。これ、町民のことを考えてないんですね、営業3課は。町のことを考えてくれてます、表面上は。深くはわかりませんが。だから、路線が廃止になると場所はどうかということでございます。27Bは篠栗からですと篠栗も関係があります。しかし篠栗はこれ、あまり痛くもかゆくもないんですよ。実際に11月

21日に行きました。そして11月、これは4月9日に県のバス対策協議会の廃止申し入れの前に、4月3日に西鉄よりこの町は廃止の内示があったと。それ以前に西鉄、久山町から新交通の相談はなかったそうですよ。これは筑豊の場合と一緒に篠栗は。一方的な廃止、法に基づきます。だから久山町だけはこれフレンドリーにやっただと。まあ割り引いてそれ聞きましょう。しかし実際にはこれ県が言ってることは正しいですよ。篠栗の場合はこれ一方的に廃止、法に基づいて。しかし向こうは痛くもかゆくもない状況。そういったことも含めて、これは法律が変わったと。そして、廃止が主権は西鉄にあるということで前提進んでるんですよ。許可制じゃないんです。だからけんけんがくがく議論してるわけじゃないんですよ。そういった状況でしたらある程度話が固まった早期にこれは住民説明会をやるべきであったと。まだですよ。あんまりこれ、途中で切りよったら町長の答弁が長くなりますから、これはちょっともうちょっと。住民説明会が必要だったということ論理つけてもう少しお付き合いください。

そして、イコバスの体制になりますけれども、これは新しい協力体制ですよと西鉄は言いますが、イコバス運行を西鉄が支援するわけじゃ全然ないんですよ。新しい支援体制は何ですかというふうに営業3課に聞きましたら答えられないんです。そりゃそうでしょ、運行費負担ゼロですから責任がないんです。だから本当は運行費負担1万円でも1,000円でもいい、西鉄に町が払えばいいんです。そしたらそこ責任が出ますから。ゼロが1番こわいんですよ。そして、この運行費負担ゼロということで町がそれを選択した形になってる。そしてもう一つ大事なこと。27B路線全部これは残ったら残ったほうがいいと思えますがそれは無理だと思います。やっぱり西鉄の事情も今言いました事情がある。しかし、山田のルートは残せたんじゃないかなというふうに考えます。町長は仮定で物を言ったらいけない、それには答えないというふうなご飯論法で来ますけど、これは仮定でもこれは能動的に私は意見を聞く、提案する場がこの一般質問の場ですからその権利を使います。というのは開示されたルートの中にこれはコース表が載ってるんですけども、天神・大濠公園まで。確かにこれは長時間運行になります、全部を残したら。しかし、猪野までのルートだったらこれ長時間セーフだと考えます。この長時間運行27Bの一つの要件っていうのが猪野までの複乗運行これが入ってます。しかし、この仮に猪野まで残ったとしたらこれ大差ないですよ。もしこの線で話を進めてたらまた違ってたんじゃないか。久原校区の人はこれごめんなさいでしょう。お隣の篠栗もこの一緒にこれ反対しようとしても熱はないはずですよ。これは負担金の問題もある。しかし、山田校区、猪野までのルートから西鉄が消えるっていうことはこれ久山町にとって大きなこれは痛いことだと思いません。まずただでさえ久原はJRがあるけど山田は西鉄がなくなるということで何もないという

ことでなくなるということ。まずこれで動揺がおきます。そして、久原ばかり何かいい目に遭うということ、これ感情またきますよ。そして実際に久山ヴィレッジ構想ですか、あれがとん挫したと。で草場も住宅ができる。そういった中で西鉄がなくなるということで果たして対外的なイメージどうなるか。そして、せっかく新しい住民が上山田に入ってる。そういった方々がどう思うかということですよ。だから、将来的にはわかりません。そして、完全にこのコミュニティーに接続する可能性もあったと思います。

しかし、これはちょっとフライングっていうか、ワンランク、一つの段階飛び越しちゃったんじゃないかなと。これ入れ歯の方には申し訳ない言い方、ちょっと誤解をしないでもらいたいんですが、全部いきなり総インプラントにしたような状況ですよ。これ、生の歯がいいに決まっております。インプラントにするということで味が変わります。だから今度全部コミュニティーバスにするということで、これ見てる風景、感じ方も乗客違ってくるんですよ。西鉄じゃないという、これが果たしていいものかどうか。まず、外から遊びに来る人とか、そういったことに対してのイメージというのは私は変わると思います。そして猪野をそういった観光の中心と言いますか久山のシンボルとして人を呼び込もうという場合、これはマイナスになると思います。だからまずそれを残す線を考えなければいけなかったんじゃないのか。そういった話というのは全くなかったわけですか。答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず冒頭最初に言われたですね、私の答弁が時間稼ぎと言われるなら、もう少し質問もね、簡潔にされたほうがいいんじゃないですか。前触れが多すぎるような気がします。答えるほうもわかりにくいんです。

（4番佐伯勝宣君「ご飯論法ですな」と呼ぶ）

まずですね、あまり言われたもんやけんわからんごとなった。

（4番佐伯勝宣君「それもご飯論法ですよ、町長」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、ただいま町長が発言中でございます。

○町長（久芳菊司君） まあ全体的に言って、今回の公共交通体系の見直し、特に民間運行业者との見直しを協議して行ったんですけども、佐伯議員がおっしゃるようにバスの運行の変更とかいうものは単純なものではないということだけは理解していただきたい。単に西鉄さんも久山の27Bを一部廃止する、あるいは猪野までを存続させる、これだけではできないんですよ。西鉄にとっては、全ての何百本という路線の中での変更を考えていかないかんから、あなたがおっしゃるように運行時間が猪野までだから猪野だけ残してくれとか、こんなね単純な協議はできません。双方で、佐伯議員おっしゃったように私もできるだけなら、民間の路線バス路線っていうのは、こだわってこれまで残してきたんですよ。

ね。

だけど、現実にはどういう問題かといえば、路線バスは通ってもそこに乗る利用者というのはほとんど増えない。そんな中おっしゃるように西鉄バスが来なくなるとイメージが悪くなるよ。これをずっと長年続けてきたのが今までの交通体系です。だからそれであれば、もう3,000万払ってるのを5,000万になっても路線を残すことは今回でも可能だったわけですよ。それよりも、じゃあどうしたらいいかということをおっしゃるのを西鉄のほうと協議して、じゃあ西鉄がもうみどりヶ丘で路線切りますよではなくて、トリアスまで路線をしてもらったら今までの負担金は必要ないということをおっしゃるのを向こうと協議しながら、じゃ、それから先はやっぱり運転手さんの運行時間の問題とかあるからですね、久山町で路線バスをやりますよと。私たちが1番に優先考えたのは、今おっしゃったようなただ久原にJR、山田は西鉄バスが民間公共交通機関があるという、これをもう見栄を捨てて本当の住民の方が足として利用できる交通体系にしたほうがいいんじゃないかということが今回の見直しなんです。それをやっぱり公共交通協議会と活性協議会とか交通会議をしながら、住民の方の代表も入っていただきながらずっと協議を重ねて、路線の方向もそれから路線数もあるいはどこをどう回るかといろんな協議をしながら、またいろんな警察とかですね、県とか運輸局とかそういうものを調整しながら短期間の間にまとめて来年の4月に切り替えますよということをやらなくちゃならないわけですから、前もって説明とかいうたぐいの問題ではなかったんですね、今度の場合は。住民とキャッチボールするという、そういう時間をかける内容ではない。だから代表で出ていただいて、そういう法的な協議会の中で町の進むべき案を作成して、相手方とそれから公共交通会議それからその中に運輸局とかJRとかタクシー会社さんとかいろんな人たち、それからトリアスとかですね、そして大体これでいこうという形になって初めて住民への説明ができるわけであって、そんなにですね、こういう問題というのはあなたがおっしゃるようにぽんぽんぽんとですね、西鉄が権限を与えられてるんだから西鉄そんな時間かけんでもできるんじゃないか、それは、おっしゃってる嘉麻市とか、そういうところは単なる路線の廃止でしょう。それは簡単ですよ。路線廃止を受け入れるか受け入れないか。うちは廃止で終わるんじゃなくてきちっとそこを西鉄と協議して1番いい形をとろうとしてるわけですから。だから全然そこら辺がね、根本的に違うということをご理解願いたいと思います。それから、

(4番佐伯勝宣君「話が長いですよ」と呼ぶ)

運行経費をね、あなたは1,000円でも払えばいいと、そんなことを相手が受けると思いますか。

(4番佐伯勝宣君「例えばの話です」と呼ぶ)

例えばでもそういう問題じゃないからですね。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、町長、両方とも注意します。

（4番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

○町長（久芳菊司君） 必要、それはそれでいいと思いますけど、そういうことでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず町長、ご飯論法が続いてるんですが。論点、あの肝心なこと答えてないですね。要は町長だけなんですよね、一方的廃止はできないと。西鉄は一方的に廃止できるもんじゃないと、そのことで答えてないんですよ。

このことについて、まず嘉麻市と桂川町は一方的に廃止できると、法的にそれは可能になってしまった。われわれは、それをやれたんだということを言った。そして11月21日に篠栗町もそれを認めた、はい。その前に県庁ですね、県庁に図面を見せて一つ一つ論理を言ったらその通りですと。全部しゃべってくれた。しゃべらざるを得ないんです、それが事実ですから。それに基づいて今まで口が重かった、それまで手続きのときは全くほとんどしゃべらなかった篠栗町もその件についてはしゃべってくれた。今情報公開請求かけてますからまだ全部資料揃ってません。それで、いろいろ必要なことは言ってくれた。そして西鉄本社が認めたんですよ。できますと。ただし、今回久山町とはフレンドリーにやりましたよと言った。でも、町長が言ったごと、一方的に廃止はできない、そして今いろいろ手続きをしてるっていうことはこれ違うんです、全く。そして、まず廃止になるということは町民が重要なんですよ、非常に。これをまず知らせる。そして、それは可能でありました。思うにこの県庁が開示した久山町の今回の27B廃止変更についての見ましたが、町長が言うようにある程度決まってからということをお歩譲ってやるとしても、8月29日にはもう全部それそろったんですよ。そういった要件っていうのはある程度。そして、実際この中でもう、県の資料には久山町は9月にこれは住民に周知させるようにしますというように答えてる。ちゃんとあるんですよ、これ。9月。今何月ですか。そういったことも含めて、これはまず町民に西鉄が廃止になる。久原校区もそうですが特に山田、久山町の奥座敷、この猪野の方とかそういう山田校区の方には教えとかないかんじゃないですか。でも代替交通を考えていますよということで町は説明して、それで意見を聞かなきゃいけないんですよ。確かに法律上はバス対策協議会、そして久山町地域活性、二つありますよね、2種類。それを経れば法的要件は備えるんですよ。協議をしたということで。それも西鉄に権限があります、それは前提で。そして県のバス対策協議会には西鉄はこれ27B廃止します。そして、久山町はイコバスに切り替えますということで、

皆さん意思統一してるんですよ。いろいろその何ていうか路線のことが何とかって言うのはこれ後の話ですよ。路線はこれあつという間に決まっちゃってるんですよ。嘉麻市の場合がこれ会議録4ページありました。しかし、久山町の場合、事実上1ページでした。もう、すぐ決まっちゃったんです。そういうふうに、あつという間に決まる状況であつたら少なくとも議会には今年の3月議会で全員協議会をやっとかないかんやった。しかしあの時はこういった話もあるかもしれませんがそのときは何かまたご報告しますみたいな感じで終わってしまった。提出資料も新聞記事一枚だけだった、西鉄の廃止が相次いで出たときの。次に聞いたときは6月議会。そのときは、話が進んじゃってるんですよ。第1段階から第2段階そして5段階ぐらいにわけるとしたら、1と2が同時に進んじゃっている状況なんですよ、われわれ議会としては。あれよあれよという間に進んでいった状況、もう対策協議会で話しようげなど。議会からも確かに委員は出てますけど、情報はこっちに入っていない状況。本来だったらその辺りに全員協議会で今進めてますという話をしとかないかんやった。そういう中もやっていないわけですよ。それは早くやんなきゃいけなかったんじゃないかということ。

そしてもう一つですが、今の状態だったら廃止なりませんよね。確かに今久山町はイコバスの手配もしている、このロングタイプの。いろいろ書類も整備している、運転手もね。これは探している。しかし今このままやったら廃止なりません。なぜか。まだ西鉄は届け出だしてませんから。さっきから言ってます、法律が変わったんです。会議で承認される必要がないんです。久山町のそういった交通活性化協議っていうのと、地域交通活性化協議、二つありますんで紛らわしいんですが、それもさまざま経て、篠栗町から承認、もう一つ関係があります福岡市から承認、そういった形をとらんでいいです。一応形上これでいきますよということは書類上認めてもらう、その書類手元にあります。全部一式あります、ここに。会議録も含めて。だから、これをもって西鉄は、廃止の6か月前に通常届けるんです。しかし、今回まだ届いてないんです。と言いますのは一応協議が整ったという状況が認められるから、これは道路運送法これに基づいて30日前でいいんです。だから、西鉄は出してない、廃止届を。だから、今のままいかなかったらどうなるんですか、廃止にならんとですかと私は福岡運輸支局に聞きました。はい、廃止にはなりませんと、今のままだと、今まだ協議が整った状況です。だから今もし住民の方々がこれはいかに反対だということで西鉄に抗議するなりなんたりして、西鉄が考えが変われば、これ、廃止にならないわけです。今そういう状況なんです。

だからそういった意味も含めて、さっきの話になりますが、住民説明会がなぜ繁忙期の12月中旬にいきなり設定されるのかと。広報にも周知しない、そしてまた昨日の時点でチ

ラシも作っていないと。ね、これ反対が唱えにくい時期ですよ。結束ができにくい時期、12月の中旬以降というのは。そういった状況でやってこれ通してどうするんですか。それについて答えを求めたいけどまた長くなりますんで、別に聞かんでもいいとも言いますんで、ちょっとこれはまず次の質問に対する答えのとき答えていいです。

昨日町長おっしゃいました。ほかの議員の関連の質問について。要はトリアスを拠点に新交通イコバス4台体制でやろうということ。しかしそれでトイレ設置がネックになっている。私そういったものもありまして、前の議会のときこの予算承認しませんでした。結果的に議員の中で、新交通の予算を承認してないの私だけなんです。いよいよ調べていく中で、ちょっとこれはおかしいじゃないかということに今なっている。そのトリアスのトイレ設置ですが、これやっぱり設置ができないということになりますと、この拠点となるのは不都合があるというふうに考えます。もう少し聞いてください。

町長おっしゃいました、ほかの議員の突っ込みといいますか質問にありまして、コンビニを使えばいいんじゃないかと。そして、ナフコですか、あっちを使えばいいんじゃないか。私昨日実際に行ってみました。ナフコはこれ遠いなというふうな思いがします。しかし今度はトリアスを拠点にするんだったら老若男女使うことになる。で、季節もいろいろ寒くなる時もある。どうしても尿意をもよおしたくなる。私もよくあります。そういった場合まずナフコは使えない、コンビニだろう。しかしコンビニに行く場合ただトイレを借りるだけに行けるものなのかどうか。町長は私だって買いにいけますよということを書いてます。それは問題ないと。そして、コンビニには了解を得ていると構いませんよというふうな返事をもらっていると。構いませんよっていうのは、くせ者なんです。どうぞ使ってくださいじゃないんです。

そしてもう一つ、コンビニエンスストアっていうのは町長こう言いました。コンビニエンスストアは沿道のサービス、地域サービスで誰にでもトイレを開放しなさいというのはコンビニの設置条件になっている。私これ、もとになっているこの資料私町長に提出を求めたいです。どれに書いてあるんです。といいますのは、あの後昼休みに私、コンビニのオーナー、良く知っているオーナーに電話したんですよ。実は町長こう言ったということ。そしたら、ちょっとそれは違うねという返事でした。どこのコンビニかと言いましたら、ローソン宗像日の里5丁目店。なぜここにかけたかと言いましたら、私は昨年7月末までそこで働いておりました、生活のために。私もローソンの店員としてトイレを案内しておりました。そして、オーナーがおっしゃるには規定というものは特にないと。これはオーナーの裁量にもよると。そして、トイレというのはお客さんの便宜上設置してるものであって、それを目的に来てもらうものではないと。それはお客さん、スタッフのため

のものであると。お客さんです基本的に。そして、公衆トイレではない。だから、さっき町長が昨日おっしゃったことというのは公衆トイレの概念です。その役場下の公衆トイレ、あれの概念なんですよ。そしてまずお客さんであることと、そして使うにしてもマナーがある。それは使う際に店員に一声かける。できれば使ったらお礼を一言やっぱり言う。そして買い物をする。しかし、バスを乗りに来たお客さんが尿意をもよおしてやっぱり我慢できない時がある。よくあると思います。そういうときに、果たしてトイレだけ貸してくださいと言えるものなのかどうか。私がおりました宗像の日の里店、宗像市東郷駅の近くにありますが、ここは何も言わんで借りていく方がいっぱいおりました。深夜から朝8時まで立っておりましたが、ちょっと腹がたちました。うちのオーナー、そういうふうな返答しましたけれども、割とそういう人というのは寛容なんです。ちょっと一声かけてくれよとお客さんにも言ってくれよと私言いたくなるけどその点寛容でした。店員はちょっと非常に腹が立つんです。そういった状況の中で、果たしてこれ町民は借りれるものなのかどうか。そして、店員はどう思うか。

もう一つ、コンビニ私実際見に行きました、昨日。ちょうど店長が入っておられました。トイレの位置とか、いろいろ見ました。これバス停から死角になってますもんね。要はバスが来てるかどうかわからない。そして、基本的に密室ですから気配でバスわかんない。でも尿意にやっぱり急に行きたくなることもある。そしてその場所ですけれども、通路が狭いんですよ。まあどこのコンビニもそうですが本棚がある。しかしここは通路が狭い。そしてその側には成人雑誌がある。私がいたコンビニにもそれは成人雑誌の近くにトイレがありました。しかしそれ無視しようと思えばできるんです。まっすぐ行けばいいんだから。しかし、通路が狭いから右肩でこれ開けなきゃいけない。右肩で開ける際どうしてもこう見ちゃうんです。老若男女、使う方がアダルト雑誌が目に入っちゃうんです。そういった状況の中で果たしてできるのかと。もう少し付き合ってください。確かにご自由にお使いくださいと書いてます。しかしあくまでお客さんです。そして、インターネットも引きました。トイレを使う際の心構えといいますか、皆さんどういう意識で使うのかと。1684人にアンケートをとったそうです。そしたら、トイレを使う際に、何か買い物をしますかと。ちょうど半々です。50%50%。だからはいという方はやっぱり買い物しなきゃいけないという気持ちになると。いいえ買い物しませんという方も中には半分います。だからトイレを借りる際、やっぱ何か買い物しなきゃということになるんですよ。こういったものも含めて果たして今のままであそこが拠点になりうるのかどうか、町長答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず先のご質問の中の件ですけれども、佐伯議員はあくまでも法が改

正されたから西鉄が一方的にできたんじゃないかということ、さんざん言われてますけれども、法はその必要性を解いたということですね。今まで必要だったのがもうしなくなっていいという法律を定めたということかもしれません。だからもう協議をする必要はなかったというお考えなのかどうかちょっと私もわかりませんが、私たちは町と西鉄とのこれまでのお付き合いしてきた中の信義関係がありますから、西鉄さんも一方的には止められないですよということを私は言いました。西鉄さんも当然そういう町との信頼関係・信義関係があるから、丁寧にそういう法的には一方的にできた案件だったかもしれませんが、丁寧に町との対応をしていただいた。ただそれだけのことじゃないかなと思いますけども。そこを何かそういう法律ができたからどうのこうのと。佐伯議員は西鉄が一方的に切ってもらったほうがよかったというお考えなのか。私はそうじゃないかなと思ってますのでね。やっぱり民間であろうと何しようとお互いのやっぱり信頼関係がないといろんな事業というのは良好な形で進まないわけですから、町が今回西鉄ととったその手順とかいうのは私は適正だったと思いますし、第一、さっき例に出された嘉麻市とかよその自治体は路線の廃止であって、久山町の場合は公共交通活性化協議会の中で、路線バスとともに町内のエコバス、コミュニティーバスのあり方も並行して協議を進めていってるわけですからですね。やっぱり自治体によって状況が違うわけですから、すぐによその例をよく挙げられますけれども、その町に合った協議、事業の進め方というのをご理解いただきたいなと思ってます。

それから、トイレの件については、前回お答えしたとおりでございます。ただ、一つだけコンビニ、ファミリーマートさんについては当然公衆トイレというような感覚でということとは間違いだと思います。ただ、ファミリーマートさんのほうもサービスとして、どうぞ使ってくださいということはおっしゃっていただいておりますので、私はどうしても困ったときは利用をしていただいてもいいんじゃないかなと思います。あとのいろんなことをおっしゃいましたけど、それはもう個人のマナーの問題だと思いますしね。人によっては、ちょうど入ったから何か少し買っていこうとか、そういうことはありうると思います。そこまでわれわれが中に入り込むことはできないと思いますので。ただ言うておかなくてはならないのは、ファミリーマートさんのほうから、どうぞ気兼ねしないでご利用くださいということであったということだけは間違いのないと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ご飯論法ですか。今回何回言いましたかね。まあ論点がずれていると言いますか、後の質問これ後回しでもいいです。ですから私への議員辞職強要行為、それをやった町民生活課森課長まだ今度でいいです。そして、佐伯久雄副町長、また今度でい

いです。議会報告にきちんと書きますから、それで町民が判断してくれます。そして町長、今いろいろ話長々とおっしゃいました。しかし、私は今ここで明確な答えを得なくても私はいいというつもりで質問しとります。もちろん今答えてることは情報なんです。ご飯論法を使っているのがこれ立派な情報。そういったことも含めて私は議員として与えられた権利の中で質問している。うなづいてくださいました。しかしまあ、答えてないことが多々ございますね。別に私答えなきゃいけないのは、まず資料出してくださいということ。昨日町長は間違ったことをおっしゃった、トイレに関する。誰でも使ってくださいと。そういうふうに関約はあるんですよと。ちょっと私も正確に言ってませんけれども、あれやったらオーナーの言ったことのメモを渡しますけれども。トイレを誰にでも開放なさいというのがコンビニの設置条件となってる。これが書いてあるの出してくださいよ。でもそれがもし出ないんだったら、これ住民が困るんです。まず、住民の立場になってないじゃないですかというのが1点、で町長それに対して答えてないですもんね、さっきから。論点をずらして話を長くして回答を長くしようとしてる。まずは1点そしてもう一つ……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。ちょっと通告のほうから外れてますのでよう注意してから発言してください。何を町長に聞きたいかもきちっと言ってください。お願いします。

○4番（佐伯勝宣君） 議長。ただですね。ずれてるのは、一言だけ。ずれてるのは町長なんです。そして、コンビニの店長、名刺もらったと言いました。そのトイレを貸す件、これは聞いてなかったようですよ。ざっくりとしかその西鉄が廃止になってここが拠点になるということは聞いたと。でも、その話については詳細は聞いてないと。一応店長というのはこれは企業の方なんですよね、だからオーナーていうのはやっぱりこの上司になる方でしょう。そういった中でオーナーもそれ、聞いてないんじゃないかなというふうな状況。ひょっとしたら言ったのかもしれない、しかしその程度なんですよね。私さっき言いました。コンビニにいた人間、ずっと生活のために宗像まで通ってた人間、朝8時まで働いてた人間、そういう中で、トイレ借りる人間に対してやっぱマナーを求めたくなる気持ちというのはあるんですよ。そういったものも含めて、そういった情報が町長、伝わってないということになったら、これはトラブルまでもいかなくてもやっぱりこれストレスになりますよ。それを考えてください。だから、それも含めてきちんとこれは対応しなきゃいけない。あれやったら町長ご自身が行かれて、こういうことで使わせてもらいますからよろしくお願いしますぐらいのことを……。

○議長（阿部文俊君） もう一度言います。トイレの件は通告文に入ってませんので、そこはよく考えてから町長に質問してください。

○4番（佐伯勝宣君） ああ、そう来ましたか。トイレの件は重要です。だからトイレがこれ概念崩れれば全部崩れるんですよ。町民の不満がたまるということ、だからそれをまず出すということを町長、それだけ言っておきます。あとどう対応されるかっていうのは、町長の出方、そしてそれは町民がその行動を見てるということを自覚ください。で一つ、トイレのことはもし使うんやったら、ひとつこれは提言でございます。だから、町長自身が行かれたほうがいい。っていうのは、やっぱり私が議員ですって言ったら、向こうがああってなってくれたんですよ。で、名刺をくれた。そういう状況だから町長がもしお願いに行ったらたぶん向こうもわかりました、任せてくださいまで言うかどうか知りません。そうなると思うんですよ。

○議長（阿部文俊君） もう一度言います。町長に質問ということであれば的確に言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） だからそうやってくださいということでございます。今のその、あれもちゃんとこれは今回把握しておりますんで、はい。

そして、まずもう一つ、ルート残せたんじゃないかなということをやっぱり言わせてもらいます。というのは実際に嘉麻市は残ってるんですよ、筑豊エリアは。といいますのは、これ一致団結して2市1町が交渉したというのはあると思います。53あるバス停、これは全廃の予定だった。便数ゼロになる予定だった。それが結果的に便数は半減したものの、廃止バス停は8つで済んだんですよ。それはぎりぎりまで交渉した末、そして、住民説明会も半年前に行ってるんです、半年前以前にきちんとやってる。そういう切羽詰まった状況の中でもやってるところはきちんとやってる。それはまず住民に知らせなきゃという思いがあったからですよ。特に桂川は。嘉麻市の場合ほどちらかという久山町に似ている。この状況からしたらできるだけやりたくないなど。でも結局は一応やってるんですよ。でも久山町の場合、こんなもう12月も押し迫った時期に開催するっていうのは、これは常識に外れてる。やらなきゃやばい。そして本文に戻ります。残せたかもしれないというのは、これは熱意をもって2市1町が筑豊は交渉しただけではないと思います。これ政治が動いてる。実際に動いてるんですよ。嘉麻市の6月議会の会議録、この共産党議員。新井高雄議員の一般質問に、市長は嘉麻市長ですね、市長は地元国会議員にお願いに陳情に行ったんですかって言ったら、市長は行きましたと。そして、西鉄まあ西鉄という文言はありませんけど、運輸部長を紹介してもらって市の担当者も会えるようにセッティングしてもらったと。これやっぱり大きかったと思いますよ。当初は53、全部全廃の予定やった。一方的に廃止。それが8つで済んだ、85%残ったんですよ。これ筑豊の地元交通からしたら未曾有^{みぞうゆう}の危機なんですよ。今わざと間違えました。未曾有^{みぞうゆう}の危機。こういった

中で、2市1町が団結しただけではないはずなんですよ。だから同じようにやれなかったのかと。早い段階で篠栗町の協力は無理やっただけにしてもとにかく猪野までの路線は残さなきゃいけない。そういうことで、われわれ議会に町長が相談されて、あるいは区長会も巻き込んで、そういう中で一致団結しておれば、これはルート半分、すなわち山田のルートは残った可能性があると思うんです。地元の衆議院議員、運輸に強いですよ。そして、さきの沖ノ島・宗像世界遺産登録、これ土壇場で逆転満塁ホームラン打ちましたからね。登録、これはできないと言われてたのがやった。そういった得意技がある。そして今の状況、まだ西鉄は国に廃止届は出してないんです。あれやったら議会のほうに任してもらえませんか。今町としては動きもしよるし、ちょっとこれは表立ってこれは反対できない。だから議会のほうでやる分には構わない、そういうことだったら、われわれも特に山田の議員過半数いますから、決議でもとって……。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。通告文の中に、路線廃止する問題なのが町民への早期の説明会開催が必要であるのか、そこをはっきりですね、町長に聞いてください。

（4番佐伯勝宣君「話が長くなります。ほかの議員にも言ってください、議長」と呼ぶ）

あなたが長いから言ってるんです。

（4番佐伯勝宣君「長いのはこちらです」と呼ぶ）

静かにしてください。私が言いよりましようが。

（4番佐伯勝宣君「ははは、では」と呼ぶ）

何ですか、何が言いたいんですか。

（4番佐伯勝宣君「ロスタイム。止めてください、ロスタイムで」と呼ぶ）

何を聞きたいんですか。

○4番（佐伯勝宣君） 時間はたっぷりありますよ。

だから、まずそういうことで、路線を守るという方向で動かれてもいいんじゃないですか。どう思います。これ仮定の話というふうにとらえますが、これはほかのところでもそういう話が能動的な意見と言ってますから。まず残すすべはあったんじゃないですかということで、教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） さっきから言ってますけれども、嘉麻市さんとか桂川町さんそして久山町、それぞれやっぱり事情も違うし公共交通に対するコンセプトも全く違うわけですから、それを例に残せたんじゃないかなというご質問にはね、全く筋が違ってると言います

か、私たちは、ただ単に路線の廃止、存続を検討したわけではない。あくまでも公共交通、特に路線バスについては運行経費の増大が見込まれていく中での経費の削減をしながら、そのまま行くのかですね。それよりももっといい方法があるんじゃないかということは路線バスに一つありました。もう一つは、町内のエコバスの運行について長時間のご負担あるいは香椎方面とJR篠栗への連結ができないか、いろんな面を考慮して今回改善に踏み切ったわけでありますので、路線を残す残さんだけの問題で今回の新しい公共交通体系の計画を進めてきたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） もう一つ、町民への説明会です。

○町長（久芳菊司君） 町民への説明会は、先ほど申しましたように中学校への説明会を12月に予定してますけど、町民への説明会については今のところ予定はしておりません。

（4番佐伯勝宣君「中学校ね、中学校ですね。わかりました、これで十分です、今ので」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 中学校ね、十分です。西鉄バスの件、有効な答えありがとうございました。今ままで十分です、十分な情報を得ました。はい、予定どおり。議長もご協力ありがとうございます。途中でいろいろ言っただけで、これも予定どおりでございます。さあ次行きましょう。時間ができてしまった。

2点目、一般質問の答弁の姿勢と町の諸問題からみえる役場機構のあり方について。

ご飯論法は国会でよく見られる追及回避答弁術でございます。今回、流行語大賞新語大賞受賞おめでとうございます、町長。議会の一般質問は行政の解釈として町民に選ばれた議員が与えられた権利において行くと。事前に質問項目は通告されておりまして、執行部は真摯な姿勢で答弁にのぞむものでございます。

しかし、改選後この1年、町の諸問題からみえる役場機構のあり方、9月議会の中学校ランチサービス導入についてと私の一般質問への町長の答弁姿勢は誠意に欠けているととらえます。議員が行う一般質問の重みをどうとらえるか。抽象的とも思われますがそういうふうな言い方されると思います。例えばこういうことでございます、ご飯論法。佐伯議員の言ってることは根拠がないと、思い込み、妄想だと。根拠を示してほしい。根拠っていうのは今まで私ずっと示してきましたよね。今年の3月議会最終日にも、ここで私は31枚のこの町の違法行為がわかる資料、これを町長に手渡しました。この時に町勢要覧、撮影のために写真撮りましたよね。こういった議会の写真、その1分前ですよ、わずか1分前。そこで、町長に受け取ってくださいって言っても町長はその資料を2回も手で払い落としてる。結局は受け取りましたけども。その後について今言ったような根拠を示して

ほしいというようなご飯論法できてる。これについて今後、次回の議会以降、佐伯久雄副町長そして森裕子町民生活課長に答えてもらうわけでございますけど、そういったこととして、随所で根拠を示してるのに勝手に自己完結を図る。

そしてもう一つ、中学校給食導入の答弁でございますが、給食導入委員会設置について私が提言しても、この給食導入委員会は議会で話してもらいたいということで答弁を終える。給食導入委員会というものは議会ではなく町が設けるものです。それを知らない自治体の長、首長はおりません。いたらもぐりです。これはわざと間違っって追及の腰を折り、時間切れで逃げる手となるんです。ご飯論法の一つです。今日も長かったけど。

そしてもう一つ、木下康一元議長そして矢山良隆元議会事務局長の会議録改ざんの件、これ刑法にかかわるというんだったら、刑法に違反するというんだったら警察に訴えればいいと。これは、今年の3月5日に答えてます。相手ができそうもないことを言って話を大きくして自己完結を図る手になりました。当時私警察と相談したといたしましたよね。その時、31枚の資料を今年3月議会最終日、3月20日に町長に渡す前に言いましたよね。そういうことで町長顔色変わりましたけど、そういった中でやっぱり真摯^{しんし}にこれ議員の質問に対する答弁に対して答えをするというのはこれは当たり前のことだと思うんですが、それはどうか。思うか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これまで対してですね、私としては真摯^{しんし}に対応してきたつもりでおります。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 有効な答えありがとうございました。それも一つの情報でございます。しかし、見解も示さんでですね、それが誠意があるというふうには思いません。佐伯議員の言うことは根拠がないと、根拠を示せとご飯論法のみで、果たして町民が納得するのか。少し時間があるから言います。補助金目的外使用、議会への報告これ平成26年12月ですけれども、町の町長の論法としては違法と今まで1回も述べてないんですよ。この前の議会、9月議会、3年9カ月間、そういう中で私県にいろいろ問い合わせましていろいろデータも得ております。それについてまた私次回またこれを聞こうと思っておりますので、また今日はこれで結構でございます。いろいろまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

—平成30年12月定例会—

散会 午後0時11分